

東北地方年金記録訂正審議会（第12回総会）

日時：令和8年4月15日（水）13：25～14：15

会場：東北厚生局16階会議室（花京院スクエア）

○事務局（吉澤課長補佐）

それでは、定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から、東北地方年金記録訂正審議会第12回総会を始めさせていただきます。なお、本会議の発言については、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。併せて、東北厚生局ホームページ掲載用など、広報用の写真を撮らせていただきたいと思います。こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

私は、本日の司会を務めます、東北厚生局年金審査課の吉澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

議事次第に続きまして、資料1「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」、続いて参考資料1「地方年金記録訂正審議会規則」、続いて参考資料2「東北地方年金記録訂正審議会運営規則」、最後に資料2「令和7年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」でございます。以上でございます。資料等に不足等はありませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして令和8年度東北地方年金記録訂正審議会委員の皆さまをご紹介いたします。お手元に配付しております資料1の「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。

名簿には委員の皆さまのお名前と所属や役職などの記載がございますが、恐縮でございますが、お名前のみ五十音順にご紹介させていただきます。

○事務局（吉澤課長補佐）

はじめに、荒川委員でございます。

○荒川委員

荒川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

伊藤委員でございます。

○伊藤委員

伊藤敬文と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

金野委員でございます。

○金野委員

金野と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

栗本委員でございます。

○栗本委員

栗本と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

佐藤委員でございます。

○佐藤委員

佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

中谷委員でございます。

○中谷委員

中谷聡と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

二宮委員でございます。

○二宮委員

二宮智子と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

平賀委員でございます。

○平賀委員

平賀と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

以上、令和8年度の東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は8名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介いたします。

東北厚生局長の尾崎でございます。

○事務局（尾崎局長）

尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

年金管理官の橋本でございます。

○事務局（橋本年金管理官）

橋本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

年金審査課長の高橋でございます。

○事務局（高橋年金審査課長）

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

課長補佐の伊藤でございます。

○事務局（伊藤課長補佐）

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

最後に、改めまして私は課長補佐の吉澤でございます。

それでは、本日の議事に先立ちまして、尾崎東北厚生局長よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（尾崎局長）

東北厚生局長の尾崎でございます。本日は皆様ご多忙の中、この会議にご出席いただきましてありがとうございます。一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は今年度のスタートにあたり、皆様に、令和8年度の委員の就任のご承認をお願いさせていただき、新しく今年度からご就任いただく栗本委員、伊藤委員のお二人、また、引き続きご就任いただく委員の皆さまには、ご快諾いただきありがとうございます。

本年度も、この委員の方々による充実した審議をお願いできればと思います。

また、この後、令和7年度における全国の状況など、担当より説明があるかと思いますが、東北厚生局の審議会におきましても、令和7年度において様々な案件について答申をいただき、また、円滑なご審議をしていただきありがとうございました。

皆様ご承知のとおり、年金記録問題を契機として第三者委員会が設置され、そこから、平成27年でしょうか、そこで東北厚生局をはじめ各地域・地方単位で年金記録訂正審議会が設置されました。実は私自身も当時厚労省におりまして、旧社会保険庁の不正免除の案件や、年金記録問題への対応に関わってきました。また、第三者委員会や年金記録訂正審議会の立ち上げ、その後、

5,000万件の年金記録問題への対応にも携わってきました。

その後、日本年金機構を経て、現在は東北厚生局にありますが、その前には四国と九州におりまして、そこでも年金記録訂正審議会に関わっており、現在で3か所目となります。

どこの地域においても、案件数は少しずつ減り、解決につながり、かなり浸透してきたと思った矢先、どこの各厚生局も同様ですが、昨年から今年にかけて、少しずつ案件が増えてきている状況でございます。

これは東北に限らず全国的に言えることですが、厚生年金の適用拡大が進んでいることもあり、厚生年金に関する案件、特に賞与の案件につきましては増加傾向にあり、その主な要因としては、中小企業における賞与の届出漏れやミスなどがあるものと思います。東北を含め全国的に案件が増えている状況です。

私どもも、委員の皆様方にご審議をいただき、総合的に判断していただき「おおむね確からしい」ものについては、記録を訂正する形で進めていくことになると思いますが、この「おおむね確からしい」との判断は、第三者委員会の立ち上げ当初からの基本的な考え方でございます。最近では、年金記録問題発生当時のようなかなり前の記録というよりも、最近に発生した賞与に関する案件などが増えてきております。これらの中には、物的な証拠があるものとなないもの、記憶のみによるものなど、内容が複雑になってきているものもあると思います。ぜひ総合的な判断の中で、特に部会が中心になるかと思いますが、委員の皆様方には様々な角度からご審議いただき、「おおむね確からしい」といった方向性が示されれば、私共としてもそれをしっかり尊重して、記録を訂正する事になろうかと思っております。

繰り返しになりますが、今年度も案件が増えているという状況がございますので、委員の皆様方には大変なご負担をおかけする可能性がございます。

私共としましても、皆様からいただく様々なご指摘やご指導を踏まえながら、しっかり準備あるいは対応を進めてまいりたいと考えておりますので、今年度も引き続き、記録訂正審議会の運営にご協力をお願いできればと思います。

少し長くなりましたが、委員の皆様方にぜひ素晴らしいご審議をお願いできればと思います。今年度もよろしくお願いたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

続いて、本日の会議の成立について、事務局からご報告いたします。

○事務局（高橋年金審査課長）

はい、東北厚生局年金審査課の高橋でございます。本日の会議は委員総数8名に対しまして、8名全員の委員にご出席いただいております。これは、参考資料1、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

○事務局（吉澤課長補佐）

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、日下前会長の任期が満了となり退任いたしましたことから、新たに会長を選任する必要があります。

このため、これから先会長選任までの間、地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項の規定に基づき、会長代行の荒川委員に議事の進行をお願いしたいと思います。

○荒川会長代行

荒川でございます。会長選任までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初の議事に入る前に、前後しますけれども本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

参考資料2の3ページ、「第9条 会議の公開」をご覧ください。東北地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容が含まれていない、議題の(1)ないし議題の(3)については公開といたします。

なお、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容については、議題(4)の「その他」でご議論いただき、議題(4)は非公開と致します。

次に、同じく参考資料2の4ページ、「第12条 議事要旨等」をご覧ください。

事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。また、同条第4項の規定に基づき、議事録署名人として会長のほか2名を指名することとなっています。

このあと、会長の選任後に指名させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の(1)、会長の選任でございます。参考資料1の2ページ、「第5条 会長」をご覧ください。東北地方年金記録訂正審議会の会長の選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされています。「この方に会長をお願いしてはいかがか」という方がおられましたらご発言をお願いします。

○金野委員

はい。

○荒川会長代行

はい、金野委員。

○金野委員

はい、中谷委員を推薦したいと思います。

○荒川会長代行

はい、ほかにございませんか。

○二宮委員

異議なし。

○荒川会長代行

はい、ただいま、「中谷委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありましたが、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

○異議なし。

○荒川会長代行

異議なしですね。

「異議なし」ということで、中谷委員に会長をお願いしたいと思います。中谷委員、よろしくお願いいたします。

○中谷委員

こちらこそよろしくお願いいたします。

○荒川会長代行

では、恐れ入りますが、中谷委員は会長席に移っていただいて一言ご挨拶をいただければと思います。

○中谷委員

中谷聡と申します。この度会長に任命されることになりましたけれども、総会は年に一回開催されると承知しておりますけれども、私、第二部会の部会長も務めておりまして、総会で円滑な審議を進めさせていただくとともに部会の審議も円滑に進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○荒川会長代行

ありがとうございました。

ここからの議事進行は、中谷会長をお願いしたいと思います。

○中谷会長

はい、ありがとうございました。

それでは荒川委員は席のほうにお戻りください。

それでは議題（２）に入る前に、先ほど説明のありました議事録署名人を指名させていただきます。運営規則第12条第4項の規定により、議事録の署名人として、佐藤委員と平賀委員の2名を指名しますので事務局は、議事録の整理ができ次第、私と佐藤委員、平賀委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。よろしくお願いいたします。佐藤委員、平賀委員はよろしくお願いいたします。

それでは議題（２）の「東北地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」に入ります。会長代行につきましては、参考資料１の地方年金記録訂正審議会規則第５条第３項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。また、第６条２項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第３項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

以上のことを踏まえ、当審議会規則に基づき、私の方で会長代行、部会に属すべき委員、部会長を指名させていただきます。配付をお願いいたします。

ただいま配付していただきました「東北地方年金記録訂正審議会委員構成、会長代行及び部会長」をご覧ください。まず、会長代行につきましては、引き続き荒川委員を指名いたします。荒川委員におかれては、私に事故があったときや会長が欠けているときには、会長代行としての職務をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。続きまして、部会に属すべき委員及び部会長を指名いたします。

第一部会は、伊藤委員、荒川委員、金野委員、二宮委員の４名で構成し、部会長は伊藤委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

第二部会は、栗本委員、佐藤委員、平賀委員と私の４名で構成し、部会長は私とさせていただきます。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上でございます。

今後、総会の開催は、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集することになります。委員の皆さまにおかれては、ただいま私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、参考資料１の地方年金記録訂正審議会規則第６条第５項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」と定められておりますので、今後開催されるそれぞれの部会におきまして、部会長は部会長代理を指名してください。お願いいたします。ただ今ご説明いたしました議題

（２）に関しまして、ご質問などございましたら頂戴いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは次に移りたいと思います。

議題（３）報告（４）その他に移りたいと思います。議題（３）の「令和７年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から説明していただきます。よろしくをお願いいたします。

○事務局（高橋年金審査課長）

はい、それではわたくしの方から説明させていただきます。失礼ですけれども座ったままで説明をさせていただきます。議題の（３）の資料の２、「令和７年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」に基づいて説明をさせていただきます。時間短縮のためポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まずは、東北厚生局管内の状況でございます。はじめに１ページをご覧ください。こちらの上段の表につきましては、総務省に第三者委員会が設置された平成１９年度当時の、東北厚生

局管内における受付状況の推移になっております。また、下段の棒グラフについては、年金審査課が設置された平成27年度以降の推移についてグラフにしたものです。受付件数についてはご覧のとおり、平成21年度をピークに22年度までは3千件を超えていましたが、その後は減少し、年金審査課が設置された平成27年度の受付件数は415件、その後もしばらく400件台で推移し、平成30年度以降は200件前後で推移していましたが、令和7年度は400件を超える件数の受付がありました。この増加の要因は、これまで委員の先生方から多くの審議をいただきました、例の特定事案の事業所からの一括請求が多数請求されたためでございます。

次に、表の2行目の欄の「年金審査課処理分」ですが、これは、当局で処理する事案の受付状況となりますが、直近5年間を見ると、年々減少傾向でしたが令和6年度は前年から17%程度増加し、昨年度（令和7年度）においては、前年比でさらに63%増加しております。この増加要因については先ほどと同様の要因でございます。全体的な比率でみますと、全体の約2/3が年金事務所、1/3が当局処理分となっております。

続いて2ページをご覧ください。こちらは東北厚生局における訂正請求書の処理件数の推移でございます。取下げ件数も含んでおりますが、平成20年度をピークに、年金審査課が設置された平成27年度の処理件数は178件、その後も減少しながら推移し、令和6年度は74件、令和7年度は79件となっております。令和7年度は、取下げ20件を除いて59件の処理を行い、その内訳は、厚生年金事案が55件、国民年金事案が4件となっており、9割以上が厚生年金事案となっております。

続いて3ページをご覧ください。この表のうち、①は令和7年度における管内6県における訂正請求書の受付・処理状況を県別にまとめたものでございます。こちらの表の(H)の決定件数のところを見ていただきますと、宮城県が24件、山形県が21件と、2県の合計件数が全体の7割を占めているという状況でございます。山形県が多い要因につきましては、先ほど説明した特定事案の多くが山形管轄の事業所であることによるものです。それから下段の②③④には部会の開催状況、部会ごとの処理件数、平均処理期間を載せております。

続いて4ページをご覧ください。こちらは東北厚生局管内における口頭意見陳述の実施状況、審査請求及び訴訟の状況を載せています。口頭意見陳述につきましては令和2年度以降実施をしておりません。審査請求につきましては、令和7年度はございませんでした。また、訴訟につきましては、ここ数年は提訴がありませんでしたが、令和7年度は1件の提訴がありました。ただし、当該案件については、既に判決が確定しており、終審を迎えております。このため、現在、東北厚生局において対応中の訴訟案件はございません。

続いて、5ページ以降の資料についてですが、こちらは、昨年12月に開催されました第13回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものですので、この資料については全国の状況が記されている資料でございます。こちらについて何点かご説明いたします。

なお資料中、令和7年度分につきましては、下期を含めた令和7年度全体の件数がまだ集計されておきませんので、令和7年度のみ上期の概況ということになります。

それでは7ページをご覧ください。年金事務所が受付した訂正請求書の件数と割合を年度別、制度別等に区分したものでございます。国民年金の受付件数は平成27年度から毎年減少しております。一方で厚生年金保険につきましては、平成30年度までは減少が続いていましたが、令和元年度からは増加に転じています。増加の要因としまして、厚生年金保険の一括請求の件数が増加

していることから、標準賞与額ですとか標準報酬月額に係る、事業所からの届出漏れや届出誤りによる訂正請求が増加していると考えられます。

また、制度別に見ますと、厚生年金保険に係る訂正請求の割合は95%前後を占めており、当局と同様に圧倒的に厚生年金保険事案が多いという結果になっております。

8ページには制度別・処理事案別件数を載せています。令和6年度の処理事案合計が4,417件に対し、機構処理事案が3,589件と、機構処理事案が80%を占めているのに対して、厚生局処理事案は20%という比率になっています。この数字からも、機構が訂正処理を行える届出漏れ事案が多数を占めていることが見て取れます。

続いて9ページをご覧ください。こちらは厚生局処理事案における、制度別・処分別の処理件数です。上段のグラフが令和6年度の状況ですが、厚生年金の個別請求では全期間訂正決定が44.1%で一部期間訂正を合わせても約60.3%ですが、隣の一括請求を見ていただくと、ほぼ訂正決定がされている状況です。一方、国民年金については、請求の9割以上が不訂正決定されており、それぞれの傾向は令和5年度とそれほど変わっておりません。

ちなみに、東北厚生局の状況は、厚生年金事案の一部訂正を含む訂正決定は85.4%で、国民年金は1件のみが訂正決定され、残る3件は不訂正決定となっております。

資料10ページには、平成19年度からの処理件数と記録訂正率を載せていますので、後ほどご覧ください。

資料11ページには処理期間の状況を載せています。上段の「(1) 厚生局処理事案に係る処理期間」の、一番右の欄に「標準処理期間」という欄があります。この「標準処理期間」は、機構が訂正請求書を受け付けてから厚生局に送付するまでが40日、厚生局は年金事務所からの受付から処分決定通知まで103日という期間が「標準処理期間」として定められておりますが、記載のとおり、機構の処理期間は3倍以上の125.5日という期間を要している状況です。また、厚生局処理期間については、120.0日と若干ではありますが、標準処理期間を超過しております。

続いて12ページをご覧ください。こちらは厚生局が処理した請求期間の分類別の処理件数でございます。厚生年金事案では、①の標準賞与額に係る訂正請求について、令和5年度は厚生年金保険事案全体の70%以上、令和6年度においても65%以上を占めているということが分かります。参考までに令和7年度の東北厚生局の処理状況を申し上げますと、厚生年金の処理件数のうち、標準賞与額に係る訂正請求の割合は、63.6%となっており、今年度は、更に標準賞与額に係る訂正請求が増加することが想定されております。

続いて13ページをご覧ください。この表は、厚生年金事案のうち、訂正決定とした適用法別の状況です。75条本文、75条ただし書きを適用した事案はあるものの、80%弱が厚生年金特例法第1条第1項の適用となっており、この表からも、事業所からの届出漏れ、届出誤りによる訂正請求が多いことが見て取れます。

続いて14ページは、年金機構段階での訂正処理の件数と訂正処理基準区分を参考までに載せておりますので、後ほどご覧ください。

その後15ページには、厚生局別の部会の開催状況等を載せております。部会の開催状況を見ますと、北海道局と関東信越厚生局の一部は一部会当たりの回数が多いですが、それ以外の厚生局はおおむね、1部会あたり年間10回前後という状況となっております。

16ページ以降は審査請求と訴訟の状況を載せていますので、後ほどご覧ください。

以上、大変早足になりましたけれども、令和7年度訂正請求の受付・処理状況についてのご報告でございます。以上でございます。

○中谷会長

詳細の説明ありがとうございました。

それでは委員の皆様から、ご質問ご意見などございましたら頂戴したいと思います。

特になければ次に移りたいと思います。

【 その他 】

○中谷会長

次の議題（４）「その他」になりますが、これについては先ほどお話しました通り、議事と資料は非公開といたします。傍聴人の方はいらっしゃいませんね。

それでは事務局から資料を配付の上、説明をお願いいたします。

【以降非公開】